

第9回

光市中学校部活動改革推進協議会

代表者会議

令和8年3月18日(水)

光市教育委員会

部活動改革推進室

● 議事

- (1) 所管説明
令和7年度の地域展開に係る取組について
- (2) 協議事項
 - ア 光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の改正（案）について
 - イ 地域クラブ活動に係る各種支援について
- (3) その他

はじめに

●取組の名称変更

令和7年12月

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

令和5～7年度
「改革推進期間」



令和8～13年度
「改革実行期間」

「地域移行」



「地域展開」

● 議事

(1) 所管説明 令和7年度の地域展開に係る取組について

(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

◎ 光市地域クラブ活動団体 登録数

※一定の要件を満たした団体

○ スポーツ活動団体 30団体

軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、サッカー、陸上競技
卓球、バドミントン、剣道、柔道、弓道、空手道、合気道、少林寺拳法、競技水泳

○ 文化芸術活動団体 14団体

合唱、短歌、華道、水墨画、写真、詩吟、日本舞踊、邦楽、吹奏楽

○ その他公認団体 18団体

探究活動、セーリング、野外活動、ボーイスカウト、茶道、手芸、ダンス
フルート、プログラミング、和太鼓、クライミング、美術、地域貢献活動 等

62団体

(登録団体はR8. 3. 18時点)

(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●光市地域クラブ活動団体体験会の周知

○第1弾

実施期間 令和7年6月～令和8年3月
 実施団体 15団体(41回)
 参加者数 32人

○第2弾

実施期間 令和7年12月～令和8年3月
 実施団体 9団体(22回)
 参加者数 95人



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●小学校での出張体験会

実施校	日にち	時間	参加対象	参加団体(種目)
浅江小学校	11月6日(木)	14:05~15:40	6年生(128人)	イラスト、詩吟、クラフトバンド手芸、フルート、合唱、邦楽、華道、短歌、日本舞踊
上島田小学校	11月14日(金)	14:15~15:00	5、6年生(24人)	イラスト、クラフトバンド手芸、フルート、邦楽、短歌
周防小学校	11月19日(水)	12:30~13:15	5、6年生(21人)	イラスト、クラフトバンド手芸、フルート、合唱、邦楽、短歌
光井小学校	11月21日(金)	10:30~11:15	6年生(41人)	イラスト、クラフトバンド手芸、詩吟、茶道、フルート、合唱、短歌、手芸
大和小学校	11月25日(火)	14:55~15:40	6年生(33人)	イラスト、クラフトバンド手芸、詩吟、茶道、フルート、合唱、手芸、短歌
室積小学校	11月28日(金)	14:00~14:45	5、6年生(73人)	イラスト、クラフトバンド手芸、詩吟、フルート、合唱、邦楽、華道、短歌
三井小学校	12月17日(水)	13:20~14:05	6年生(32人)	イラスト、クラフトバンド手芸、フルート、合唱、邦楽、短歌、詩吟
島田小学校	12月18日(木)	14:00~14:45	5、6年生(59人)	イラスト、クラフトバンド手芸、フルート、合唱、邦楽、華道、短歌

(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●小学校での出張体験会



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●「令和7年度地域クラブ紹介in光」

○日にち 令和8年1月24日(土)

○場所 光市民ホール

○来場者 約500人

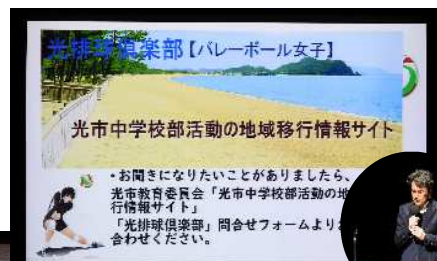
(小中学生約200人、保護者等約300人)



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●「令和7年度地域クラブ紹介in光」 地域クラブ活動団体のPR

- ・ステージ(24団体)
- ・スクリーンを使用したPRや実演によるPR



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●「令和7年度地域クラブ紹介in光」

地域クラブ活動団体のPR

・ロビー（14団体）

活動風景や作品の展示等によるPR



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●「令和7年度地域クラブ紹介in光」

《来場者アンケート》

- ・説明はわかりやすかった、地域クラブの情報は十分だった。
- ・いろいろなクラブがあってどれも入りたい。
- ・中学生になるのが楽しみになった。
- ・親子で入会できるクラブがあり、子どもと一緒に長く続けられたらいいと思った。
- ・パンフレットにすべての団体のより詳しい情報があるとよい。

(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

● 各中学校入学説明会での説明

12月16日 大和中学校

1月14日 浅江中学校

1月15日 室積中学校

2月 5日 島田中学校

2月12日 光井中学校



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●令和7年度光市地域クラブ活動に係る指導者研修会

○日 時 令和7年12月19日(金) 18:30~20:00
12月20日(土) 10:00~11:30

○場 所 光市教育委員会1階ホール

○参加者 23名

○内 容

① ハラスメントの防止

◇ (公財)日本スポーツ協会提供動画

② 熱中症の予防について

◇ 講師 光市教育委員会部活動改革推進室 指導主事



(1) 令和7年度の地域展開に係る取組について

●加入申込書のとりまとめ

多くの子どもたちに地域クラブ活動に参加していただくことを目的に、市内小学6年生(324人)を対象に、地域クラブ活動団体への加入申込書を配付

申込期間: 2/26~3/12

光市地域クラブ活動団体加入状況調査・加入申込書

↓いずれかに○

申込日 令和8年 月 日

- ア 以下の地域クラブ活動への加入を申し込みます。⇒下のすべてを記入
- イ 以下の地域クラブ活動に加入済です。⇒下の団体名、氏名、性別、学校名のみ記入
- ウ 地域クラブ活動への参加を検討中です。⇒下の氏名、性別、学校名のみ記入
- エ 地域クラブ活動に参加しない。⇒下の氏名、性別、学校名のみ記入

団体名			
ふりがな 氏名	-----	性別	男・女・回答しない
学校名			
保護者氏名		連絡先(TEL)	
E-mail			

※ご記入いただいた個人情報は、地域クラブへの情報提供以外には使用いたしません。

● 議事

(2) 協議事項

ア 光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の
改正（案）について

ア 光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の改正（案）

国 令和7年12月
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

光市 令和8年度～ 「本格運用」



光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の見直し

新 光市地域クラブ活動実施要綱

新 光市地域クラブ活動実施要綱

■ 地域クラブ活動の団体の登録要件

【現行】

国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。

【改正案】

週2日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内としていること。

新 光市地域クラブ活動実施要綱

■ 地域クラブ活動の団体の登録要件

【現行】

- 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属し、及び教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者
- その他公認団体 教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者

【改正案】

- 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属している者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの
- その他公認団体 公認指導者資格を保有している者又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの

新 光市地域クラブ活動実施要綱

■ 登録の有効期間

有効期間は登録日から3年間とする。

【追記】

前項の登録の有効期間は登録日から3年間とし、有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了日までに第1項に規定する申請を行わなければならない。

新 光市地域クラブ活動実施要綱

■ 指導者の不適切行為の防止への対応

● 指導者の要件を追加

- 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士の不適切行為も許さないことを誓約した者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有していないこと
- 過去に不適切行為や性犯罪歴等がないこと

新 光市地域クラブ活動実施要綱

● 指導者による不適切行為があった場合の対応

○ 代表者等の責務を追加

不適切行為があった場合の教育委員会及び関係機関への報告その他必要な対応

○ 適正な運営の確保等

教育委員会は、指導者による不適切行為があった場合は、事実関係等を確認・把握し、当該指導者に対する注意又は、指導者名簿から当該指導者を取り消すこととする。

● 議事

(2) 協議事項

イ 地域クラブ活動に係る各種支援について

イ 地域クラブ活動に係る各種支援について

●令和8年度の支援

- ① 公認指導者資格取得経費補助金 継続
- ② 地域クラブ活動団体活動費補助金 新規
- ③ 地域クラブ活動参加者支援補助金 新規

① 公認指導者資格取得経費補助金



実績

令和6年度	3件
令和7年度	6件
令和8年度	14件(見込み)

成果

→ 令和9年度

廃止(予定)

② 地域クラブ活動団体活動費補助金

■ 地域クラブ活動団体活動費補助金とは

地域クラブ活動団体が支出した用具の購入費や夜間照明料、指導者保険料等について補助する制度

■ 補助対象者

市内中学校（附属光義務教育学校を含む。）に在籍する生徒又は特別支援学校中学部に在籍する市内在住の生徒が所属する光市地域クラブ活動団体

② 地域クラブ活動団体活動費補助金

■ 補助対象経費

- (例)
- 備品費 (活動用具、熱中症対策備品)
 - 諸謝金 (指導者報酬)
 - 借上料 (施設使用料、夜間照明料)
 - 保険料 (指導者保険料) ※参加者の保険料は対象外
 - 消耗品費 (バドミントンのシャトル、ボール、事務用品)
 - その他 (大会参加費、登録料)

※参加者個人が所有し使用するもの、食料品は対象外

② 地域クラブ活動団体活動費補助金

■ 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額

《上限額》 加入生徒数の人数により設定

※市内中学生が一人でも所属していれば、市外中学生もカウント

加入生徒数	1~12人	13~26人	27人以上
上限額	30,000円	40,000円	50,000円

② 地域クラブ活動団体活動費補助金

■ 申請の流れ

申請者：地域クラブ活動団体

(1) 交付申請書の提出

【添付書類】・中学生の加入者名簿

・領収書（団体名宛て） ※申請年度内の日付

(2) 交付決定及び補助金交付

申請書の提出から1か月～2カ月で指定の口座に振込

③ 地域クラブ活動参加者支援補助金

■ 地域クラブ活動参加者支援補助金とは

経済的に困窮する世帯に対して、地域クラブ活動に参加するための会費や保険料を補助する制度

■ 補助対象者

地域クラブ活動に参加する生徒の保護者で、次のいずれにも該当する者

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助又は学校教育法第19条の規定による就学援助を受けている。

(特別支援学校中学部に在籍し、同等の支援を受けている者を含む)

(2) 光市に居住している。

③ 地域クラブ活動参加者支援補助金

■ 補助対象経費

市町村等において認定された地域クラブ活動団体に支払った
会費（入会費、年会費、月会費）及び保険料

※交通費や旅費、ユニフォーム代などの費用は対象外

■ 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額

《上限額》

24,800円（会費24,000円 + 保険料800円）

③ 地域クラブ活動参加者支援補助金

■ 申請の流れ

申請者：参加生徒の保護者

(1) 交付申請書の提出

【添付書類】

- ・教育扶助または就学援助を受けていることが分かる書類
- ・地域クラブ活動の参加に係る費用を支払ったことが分かる書類

(2) 交付決定及び交付

申請書の提出から1か月～2カ月で指定の口座に振込

イ 地域クラブ活動に係る各種支援について

■光市中学校部活動改革推進協議会

□スポーツ活動推進部会（3/16）

□文化芸術活動推進部会（3/17）

質問（委員）	対応（事務局）
地域クラブ活動団体活動費補助金と地域クラブ活動参加者支援補助金の対象者について、特別支援学校に在籍する生徒は含まれないのか。	特別支援学校中学部に在籍する市内在住の生徒も含むこととする。

● 議事

(3) その他

光市中学校部活動改革推進協議会について

(3) 光市中学校部活動改革推進協議会について

●名称変更

令和8年度～ 「本格運用」

 地域クラブ活動の推進に係る取組

【現行】 光市中学校部活動改革推進協議会

【R8.4～】

光市地域クラブ活動推進協議会